No.317 2023/9/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

従業員が退職する際に住民税に関してやるべきこと

Q 住民税に関して当社は特別徴収で納付しておりますが、今回、従業員の一人が退職することとなりました。会社としてなにをしておくべきでしょうか？

解説

退職の時期によって住民税の納付方法が異なります。また、退職者の居住地の市区町村に届出書を提出します。

1． 退職の時期による住民税の違い

①1/1～5/31 に退職した場合

退職月の給与や退職金から**５月までの住民税が一括徴収**されます。給与の支給額により一括徴収できなかった場合は普通徴収となり、市区町村から郵送された納付書で納付します。

②6/1～12/31 に退職した場合

退職月の住民税は特別徴収（給与からの天引き）されます。**退職月の翌月以降の住民税は普通徴収に切り替わり**、市区町村から郵送された納付書で納付します。

次の就業先が決まっている場合は、新しい就業先に依頼して新しい就業先での特別徴収とすることもできます。

2． 退職に伴う手続き

会社は従業員が退職をすると特別徴収ができなくなりますので、市区町村に下記のように届け出をしなければなりません。届け出を出すことで、退職者あてに住民税の通知が郵送され、退職者自身で住民税を納入することになります。

- 提出書類：**給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書**
- 提出期限：退職した後すみやかに
- 提出先　：退職時の居住地の市区町村

次の就職先が決まっている場合、次の就業先の会社が特別徴収継続の届け出を提出すれば、特別徴収を継続することができます。

要するに…

従業員が退職した場合の住民税はその従業員の退職時期によって納付する方法が異なります。次の就職先が決まっていない場合や、退職時期と給与の金額によっては、納付することが困難な場合もありますので、その場合は市区町村に相談に行きましょう。